

## 聴覚障害児聴能訓練事業実施要綱

### (目的)

第1条 この事業は、先天性及び乳幼児期の聴覚障害児の言語発達やコミュニケーション能力の形成を図るために必要な訓練・研修等を行うことにより、障害者福祉の向上に資することを目的とする。

### (実施主体)

第2条 この事業の実施主体は埼玉県（以下「県」という。）とする。

2 県は、この事業の実施を社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団（以下「事業団」という。）に委託して行うものとする。

### (実施内容)

第3条 第1条の目的を達成するために、次の事業を実施する。

#### (1) 聴能言語指導

個別言語訓練として、訓練児の発達状態や障害程度に応じて、音の認知から言葉の理解、さらに言語力を身につけられるよう訓練を行う。また、グループ訓練として、コミュニケーション能力の重要性を体得させるとともに、協調性・適応力等を養う訓練を行う。

#### (2) 聴力検査

訓練児の障害程度の把握、聴覚管理のための聴力検査を定期・随時に行う。また、地域の医療機関や保健センター等からの依頼による聴覚検査も行う。

#### (3) 補聴器装用指導

聴力に合わせて補聴器を使用できるよう、補聴器の選定から適合までを指導する。また、補聴器は多種多様な機種が日々開発されているため、補聴器相談にも随時応じる。

#### (4) 母親・家族指導

養育に当たる母親を中心に、家庭での児童の接し方、訓練の仕方についての指導を行う。

#### (5) 保護者向け研修会

障害に対する理解や受容は訓練効果に大きく影響するため、保護者に対して

障害や補聴器、日常の関わり方等をテーマに、研修会を開催する。

(6) 訪問指導

障害があっても地域の幼稚園や保育所に通園して学ぶ「統合教育」を基盤とした考えから、訓練児の幼稚園や保育所に訪問し、障害の啓発や適応状況・課題の把握及び指導を行う。

(7) 予後指導

訓練を修了すると、現状では障害に対して検査や相談ができる機関がない。そのため、予後指導として終了後の状況把握や在宅訓練の方法等、適切な支援を行う。

(実施上の留意事項)

第4条 事業の実施に当たっては、以下の事項に留意するものとする。

- (1) 障害者の現状を把握し、常時事業に反映させていくものとする。
- (2) 訓練・指導は、安全性の確保に留意すること。
- (3) 講師の選任に当たっては専門的知識が豊富であり、かつ、社会福祉に相当の経験と理解を有する者に依頼して行うものとする。

(指導、監督)

第5条 県は、事業団に対し、この事業が適切かつ効果的に実施されるよう指導、監督するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から適用する。